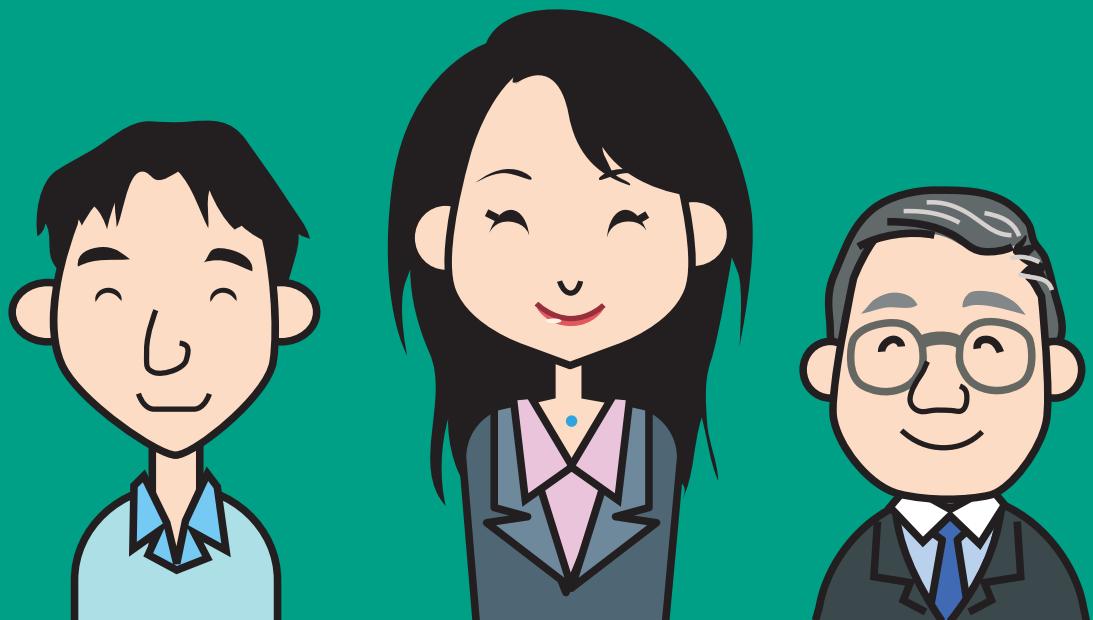


総合評価方式 使いこなし マニュアル

公共工事品確法をふまえて



総合評価方式 使いこなし マニュアル

公共工事品確法をふまえて

もくじ

自治体に聞きました 品確法や総合評価方式の実施にあたっての課題等..... P1

そもそも、「品確法」と「総合評価方式」って何？ P9

● そもそも、「品確法」って何？

● そもそも、「総合評価方式」って何？

「総合評価方式」の手続きの仕方がわからない。 P23

● 「総合評価方式」は、どんな手順で進めるの？

[参考①]「簡易型」の具体例 P35

● 道路の舗装工事の例

● 河川の築堤工事の例

[参考②] 学識経験者の意見聴取の具体例 P67

[参考③]「高度技術提案型」「標準型」の評価項目・評価基準 P75

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」法文 P81

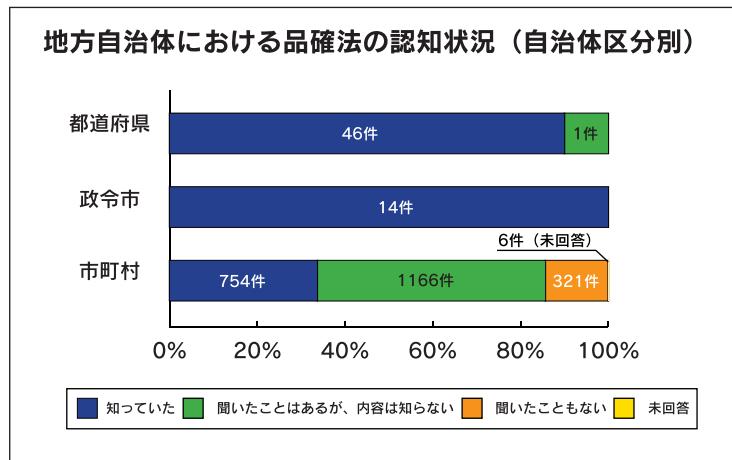
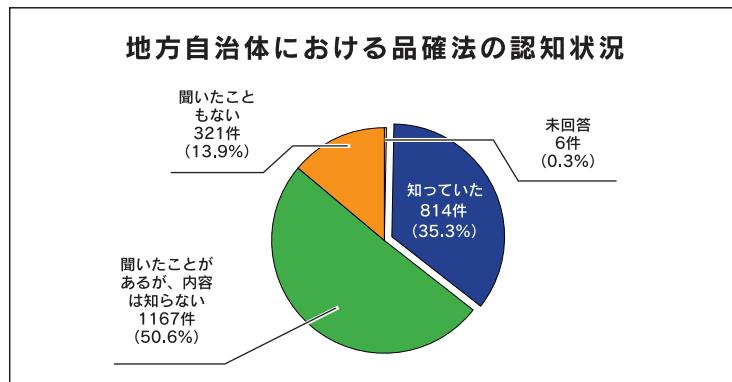
「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」..... P87

自治体に聞きました

品確法や総合評価方式の
実施にあたつての課題等

平成17年4月から施行された「公共工事の品質確保の促進に向けた法律」(品確法)の周知と総合評価方式の導入状況や課題等を把握するため、平成17年4月から5月にかけて国土交通省 国土技術政策総合研究所では全国の地方自治体を対象にアンケート調査を行いました。その結果から、品確法及び総合評価方式についてさまざまな課題が浮き彫りになりました。

Q1. 「品確法」を知っていますか？



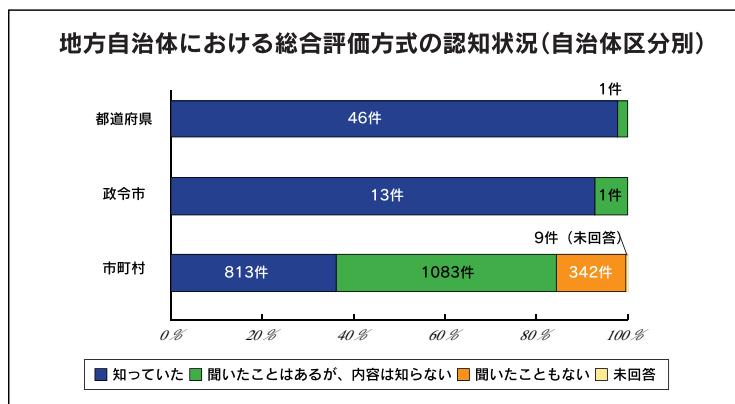
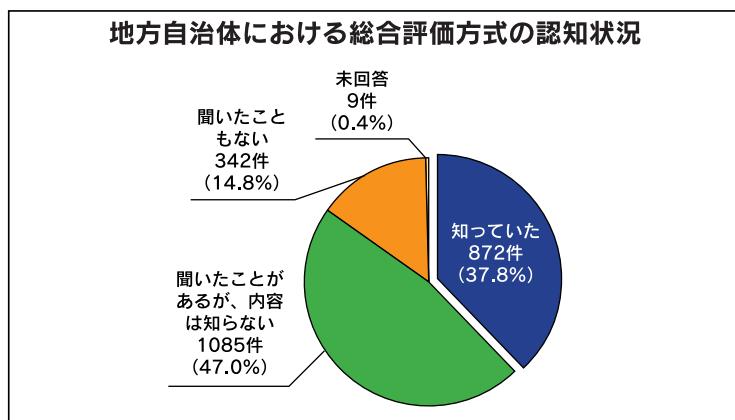
「品確法」そのものについては、「知っていた」約35%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」約50%も含めると、全体の80%を占めています。しかし、内容について知らない地方自治体は「聞いたことはあるが、内容は知らない」「聞いたこともない」を合わせると、60%を超えており、これらのこと踏まえると、まだ施行をされて間がないことを考慮しても、品確法の認知度をより高めていくことが求められています。

アンケートの回答状況

区分	対象数	回答数	回答率
都道府県	47	47	100.0%
政令市	14	14	100.0%
市町村	2,385	2,247	94.2%
計	2,446	2,308	94.4%

Q2.

「総合評価方式」を知っていますか？

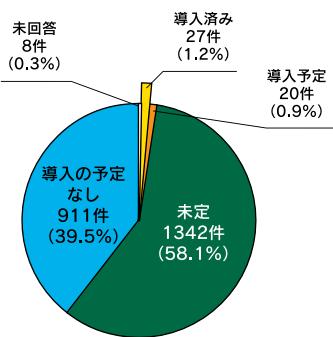


「総合評価方式」については、「知っていた」が約38%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が47%であり、それらを合わせると全体の85%になり、認知度は高いといえるでしょう。しかし、内容については「聞いたことはあるが、内容は知らない」「聞いたこともない」を合わせると、60%を超えていました。これらの結果からは、Q1の「品確法」と同じく認知度をより高めていくことが必要であることがわかります。

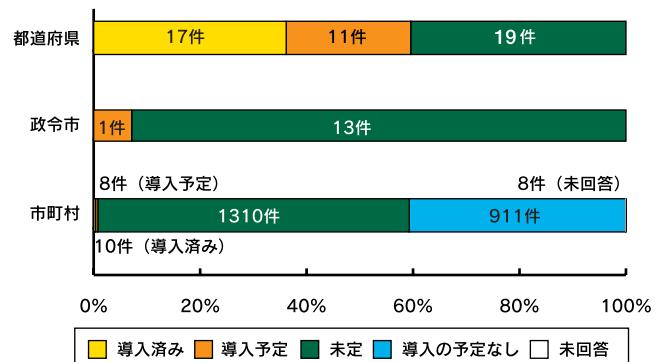
Q3.

公共工事の建設業者の選定に「総合評価方式」を導入していますか？

地方自治体における総合評価方式の導入状況



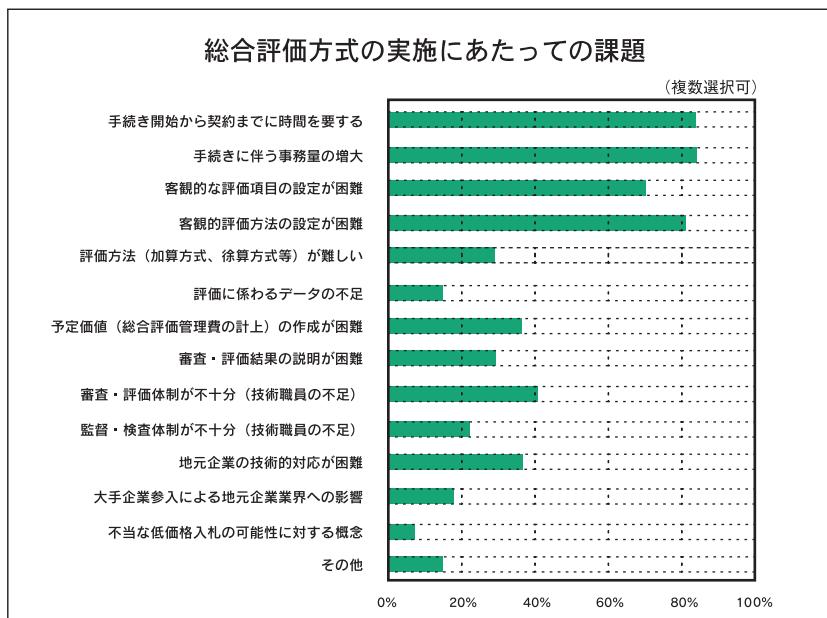
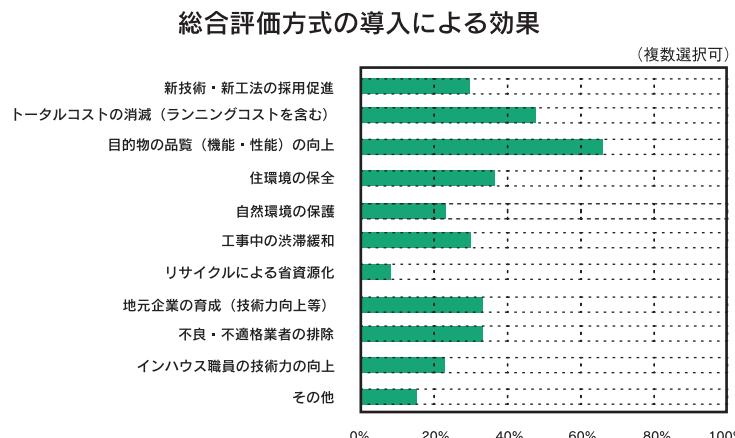
地方自治体における総合評価方式の導入状況(自治体区分)



「総合評価方式」を導入しているか否かは、現在のところ、「未定」「予定なし」が約97%になっています。自治体の区別では、大規模な工事が多く、技術職員も多い都道府県では、すでに「導入済み」と答えている自治体もあります。しかし政令市では、「未定」と答えている場合がほとんどを占め、さらに市町村では「未定」もしくは「導入の予定なし」と回答をしている地方自治体が多く、地方自治体により開きが見られます。

Q4.

総合評価方式を既に導入している 地方自治体に聞きました。 「総合評価方式」の 効果と課題は何ですか？



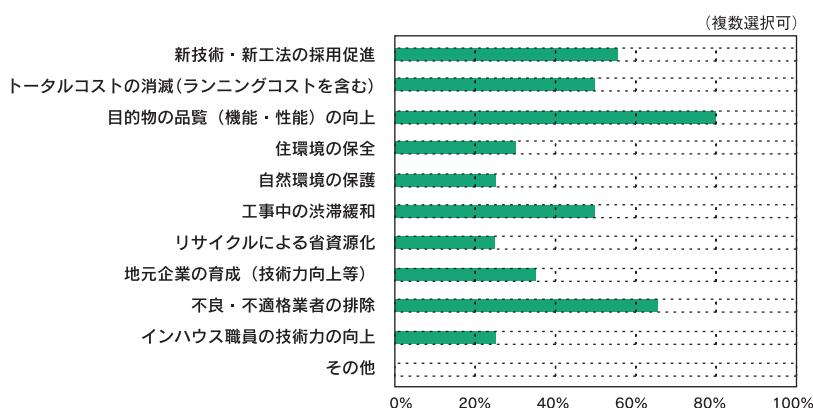
総合評価方式の導入効果としては、「目的物の品質（機能・性能）の向上」が最も多く、「トータルコストの削減（ランニングコストを含む）」、さらに「住環境の保全」「地元企業の育成（技術力向上等）」「不良・不適格業者の排除」と続きます。これらの結果は、公共工事の品質を確保することはもちろん、住環境の保全などへの波及効果が表れている結果といえるでしょう。また、工事の手抜きや下請け業者への丸投げ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などに代表される不良・不適格業者の排除にも役立つことがわかります。

一方、総合評価方式の実施にあたっての課題は、「手続き開始から契約までに時間を見る」「手続きに伴う事務量の増大」「客観的評価方法の設定が困難」などが挙げられています。

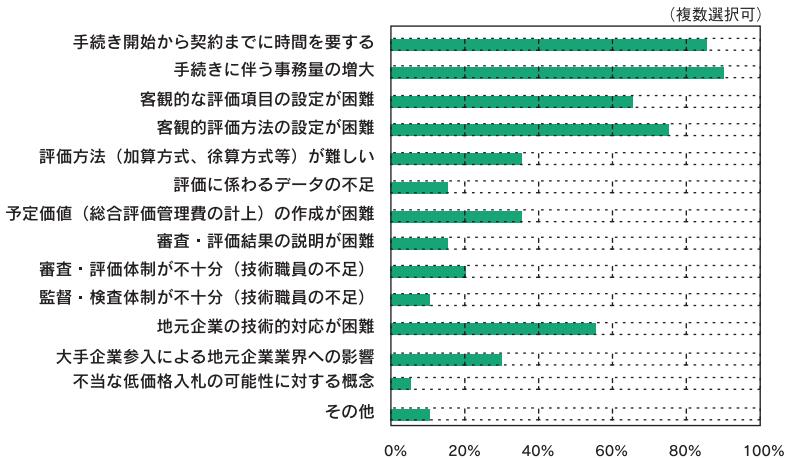
Q5.

総合評価方式を導入していない 地方自治体に聞きました。 「総合評価方式」の効果と 課題は何だと思いますか？

総合評価の導入により見込まれる効果



総合評価方式の実施にあたっての課題



総合評価方式の導入により見込まれる効果としては、「目的物の品質（機能・性能）の向上」がいちばん多く、次いで「不良・不適格業者の排除」「新技術・新工法の採用促進」が挙げられています。総合評価方式の実施にあたっての課題としては、「手続きに伴う事務量の増大」「手続き開始から契約までに時間を要する」など、主に事務の煩雑さが挙げられており、既に導入している地方自治体の抱えている課題とほぼ同じ内容であり、今後の課題といえるでしょう。

Q6.

総合評価方式を導入していない地方自治体に聞きました。 「総合評価方式」を導入しないのはなぜですか？

総合評価方式を導入していない理由

(複数選択可)



総合評価方式を導入していない理由として、主なものに「中小規模の工事が主であり、技術提案の余地がない」「技術提案を求めるような高度な工事がない」が挙げられており、総合評価方式は、大規模な工事に適用される印象が見受けられます。

また「審査・評価体制が不十分（技術職員の不足）」も、また導入していくうえでの理由となっていることが読み取れます。国や公益法人等の第三者の力を活用することで、それらを克服していくことが必要であることが改めてわかります。

まとめ

品確法や総合評価方式に対して 地方自治体が持つ悩み

品確法の認知状況や総合評価方式の導入状況等について、全国の地方自治体を対象にしたアンケートから、次のような課題が浮かび上がります。これらに共通するものは、法律の内容がまだ完全には周知されていないこと、また総合評価方式の実施手順の詳細が不透明で実施に対して不安が生じていることだと思われます。特に、評価項目や評価基準、評価の方法などは総合評価方式の入札・契約手続きの根幹を成す部分であるので、早急に普及に努めることが求められます。

①

「品確法」「総合評価方式」の名前は知っていても、内容がわからない。

「聞いたことがあるが、内容は知らない」との回答が約半数に達しています。

②

「総合評価方式」の評価項目や評価基準の設定、評価の方法がわからない。

総合評価方式の実施にあたっては、「評価項目の設定が困難」「評価方法の設定が困難」との回答が上位を占めています。

評価項目や基準の設定が複雑であるという印象とともに、評価の方法もわかりにくくなっているようです。



「品確法」や「総合評価方式」の

名前は知つていても、内容がわからない。

そもそも、

「品確法」と「総合評価方式」って何？





「品確法」とは何ですか？



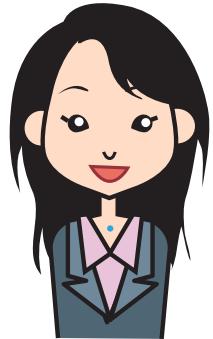
「品確法」とは「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の略で平成17年4月から施行された新しい法律です。品確法は、より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、公共工事の品質確保を促進するものであり、条文では次のように法律の目的が記されています。

法律の目的（品確法 第一条）

この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



品確法はどうして出来たんですか？



公共工事の品質の確保を促進することで、国民の福祉の向上や国民経済の健全な発展につなげるため制定されました。

談合を象徴とした公共工事の入札に関する問題がマスメディアで取り上げられ、社会問題化する事件もありました。また低価格入札やくじ引きによる施工業者の選定・決定が急増しており、適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生等が危惧されているところです。

こうした公共工事をとり巻く環境を考慮して、自民党の議員らが、公共工事の品質について何らかの対策が必要だと判断し、任意の研究会「公共工事品質確保に関する議員連盟」を立ち上げました。

そこで発注者責任の明確化や適正な発注方式、監督・検査体制のあり方などの検討、研究を続けてきました。このことが品確法の法案化への発端となっております。



「品確法」のポイントは？



品確法は、公共工事の品質を確保し、促進していくことを大きなねらいとしています。
ポイントは以下の3つとなります。

【品確法のポイント】

公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務を明確にする

- ・基本理念として価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって、公共工事の品質を確保すること等を規定
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めること等を規定

価格競争から、価格と品質で総合的に優れた調達への転換を図る

- ・競争参加者の技術的能力を審査する
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価する
- ・技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる
- ・技術提案の審査後に予定価格を作成できる

発注者をサポートする仕組みを明確にする

- ・発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努める
- ・この場合、発注者は、発注関係事務を適正に行う知識や経験を備えた者を選定する



地方自治体の公共工事の発注者は
何をしないといけないの？



品確法第5条では、「地方公共団体は品確法の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、実施していく責務を有する。」とされています。地方自治体を含む全ての公共工事の発注者に次の3つの責務が求められています。

①発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、施工状況の確認・評価等を適切に実施しなくてはなりません。

②施工状況の評価に関する資料等の保存と有効活用

施工状況の評価に関する資料等を将来の発注や他の発注者による発注に有効に活用されるよう保存等の必要な措置を講じる必要があります。

③発注関係事務を実施するための体制整備

発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置に努め、また必要に応じて公益法人等の発注関係事務を適切に実施できる者の活用に努めなければなりません。



特に公共工事の調達においては、公共工事の品質を確保し、促進していくために「価格と品質の双方が総合的に優れた調達」の実施が求められています。公共工事の調達のポイントは次のとおりです。

- ① 個々の工事で、入札に参加しようとする者の技術的能力の審査を実施しなくてはならない
- ② 民間の技術提案の活用に努めなくてはならない
- ③ 民間の技術提案を有效地に活用していくために必要な措置を実施しなければならない（技術提案の改善を求める措置、技術提案の審査結果を踏まえた予定価格の作成など）

有資格事業者名簿登録

技術的能力の審査 (個別工事に際しての技術審査)

特に小規模な工事

技術提案の審査・評価

価格競争

総合評価 (価格と技術による競争)

落札者の決定 (価格と品質で総合的に優れた調達の実現)

コラム

コストもクオリティもかなえる 「品確法」



○公共工事の品質特性

公共工事は調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工業者の技術力等により品質が左右される特性があります。このため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を持つ施工業者を選定するとともに、監督・検査を適切に実施することにより公共工事の品質を確保することが必要です。

○「価格と品質で総合的に優れた調達」の意義

従来、公共工事の調達においては、価格による競争が原則とされてきましたが、公共工事の品質特性を考えると、単に安いことだけが国民にとって最大の利益とは言えません。例えば、いかに価格を安く抑えたとしても、できあがった施設に欠陥があったり、所要の機能を満たしていなければ、公共工事本来の目的を達成できません。つまり、公共工事の調達においては、価格で判断するのではなく、品質面も十分考慮した上で、調達を行うことが極めて重要な要素なのです。

欧米においても1990年代後半から調達の考え方を転換するための調達制度の改正が行われてきています。例えば米国では、1994年からベスト・バリュー(Best Value)を調達の目的に位置づけ、「最も安価なもの」の調達から「最も価値の高いものの調達」に転換しています。また、仏国においても2001年から「(一定の)コストに対して最も価値の高いものを調達」するバリュー・フォー・マネー(Value for Money)の理念に基づき、「価格のみの入札」を廃止し、「価格と性能(技術力)による競争」に転換しています。

○ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除

各発注者が品確法を適切に施行することにより、必要な技術的能力を有する企業のみが競争に参加することになるため、ペーパーカンパニーなど施工に必要な技術的能力を持たない、いわゆる不良・不適格企業が排除されることが期待されています。

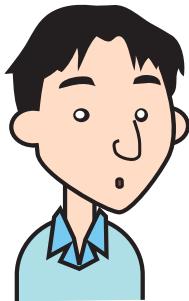
○総合評価方式の活用による談合防止

たとえば、価格競争の場合、競争参加者が談合によって落札者をコントロールしようとすれば、関係者間で価格(数字)の調整をするだけであるため、比較的容易に談合できてしまうと考えられます。しかしながら、総合評価方式を適用すると、競争参加者は価格と品質という二つの基準で評価され、落札者が決定されることになるため、談合による価格(数字)合わせだけでは落札者をコントロールできません。このような意味で、総合評価方式の活用は談合の防止に一定の効果があると期待されています。

○技術提案とコスト縮減

品確法では技術提案の活用について規定されておりますが、既に民間企業の調達において行われている技術提案の事例を見ても、技術提案の積極的な活用は、公共工事においてもコスト縮減の効果をもたらすことと期待されています。

例えば、当初、発注者が想定していた標準的な工法に替わり、競争参加者から提案された新技術等を採用することで、直接的な工事コストの縮減、高品質に伴う耐用年数の延長やライフサイクルコストの縮減、工期の短縮による社会的コストの縮減などが実現されることも考えられます。

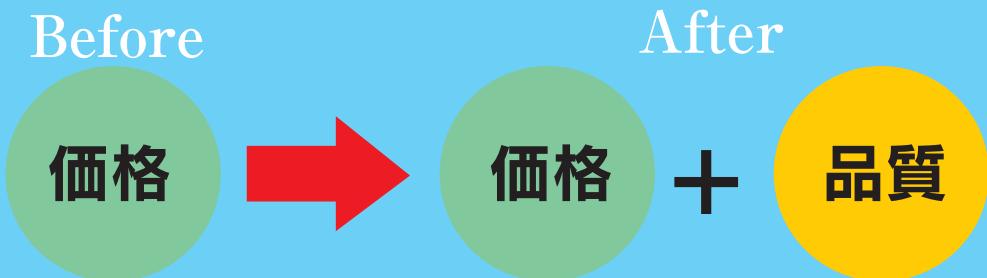


「価格と品質が総合的に優れた調達」をする方法は？



価格と品質、両方とも評価し、総合的に優れた調達を行う方法として、「総合評価方式」があります。

「総合評価方式」は、価格だけで評価していた従来の落札方式と違い、品質を高めるための新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めて評価する、新しい落札方式のことです。



入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」の最も高いものを落札者とすることで、予定価格の範囲内での最も品質の良い施工業者を選定するというものです。新しい施工方法や工夫をすることなどの技術提案、同種工事の施工経験や工事成績等が評価の対象となります。



「品質」とは、工事目的物の品質はもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性、つまり工事そのものの質も含まれます。



「総合評価方式」を導入することによる
メリットは何ですか？



わかりやすく言うと、次の3つに集約される
でしょう。

① 品質面でも競争させることで、公共工事自体の品質を向上させる

総合評価方式では、総合的なコストの縮減に関する技術提案、工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案などが審査・評価の対象となります。これらの技術提案に対する評価が低いと落札しにくくなるため、公共工事自体の品質が底上げされます。

それに加え、企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられますので、施工能力の乏しい者が落札し公共工事の品質の低下や工期の遅れを招くことを防止できると期待されています。

② 工事周辺の住民や利用者にできるだけ迷惑をかけない

入札の段階で、施工計画が現地の条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる等のチェック(審査)が入ることで、想定される問題を事前に把握することができます。それに加えて、騒音の低減、周辺の環境や街並みとの景観の調和なども評価対象になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことも期待されています。

③ 建設業者の育成と技術力の向上

総合評価方式の導入により技術的能力や技術提案の審査を実施することにより、公共工事を受注する建設業者の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高めることになり、しいては公共工事の品質の確保に向けて建設業者の育成・技術力の向上に繋がることが期待されています。



「総合評価方式」は、どんな工事で活用すべき？



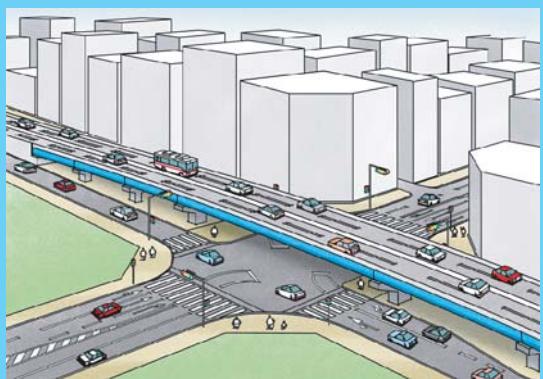
たとえば次のような工事では総合評価方式の活用が考えられますが、よほど簡易な工事でない限りは基本的には総合評価方式の実施に努めなければなりません。

● 道路工事など騒音が発生する工事で周辺地域への配慮が必要な工事

工事中の騒音や振動の低減などの地域への配慮が求められる道路工事などは、「総合評価方式」が望ましいといえるでしょう。

● 環境への配慮など新しい工法によって工事の課題を解決する技術が必要な工事

周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋や建築物などの工事でも効果があると思われます。



そのほかにもこんな工事に総合評価方式の活用が考えられます。

●工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

- ・走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
- ・コンクリート等の特別な品質管理・出来形管理が求められるトンネル・建築物等の補修・補強工事 等

●総合的なコスト縮減に関する提案を求める場合

- ・供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
- ・施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
- ・長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の建設工事 等

●社会的な要請への対応に関する技術提案を求める場合

- ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
- ・交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
- ・自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等



なお、国土交通省では総合評価方式を工事の特性等に応じて次の3タイプに分類しています。

● 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において簡易な施工計画を求める場合の総合評価方式のタイプ。

最も多くの工事に適用される可能性が高いのが、簡易型といわれています。それは、簡易型が、工事の現場状況などを踏まえ、適切かつ確実に施工する能力をもっているかどうかを確認するため、簡易な施工計画を評価することを基本としているためです。



● 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求める場合の総合評価方式のタイプ。

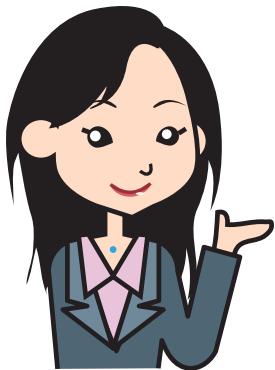
例えば、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等が評価項目として挙げられます。



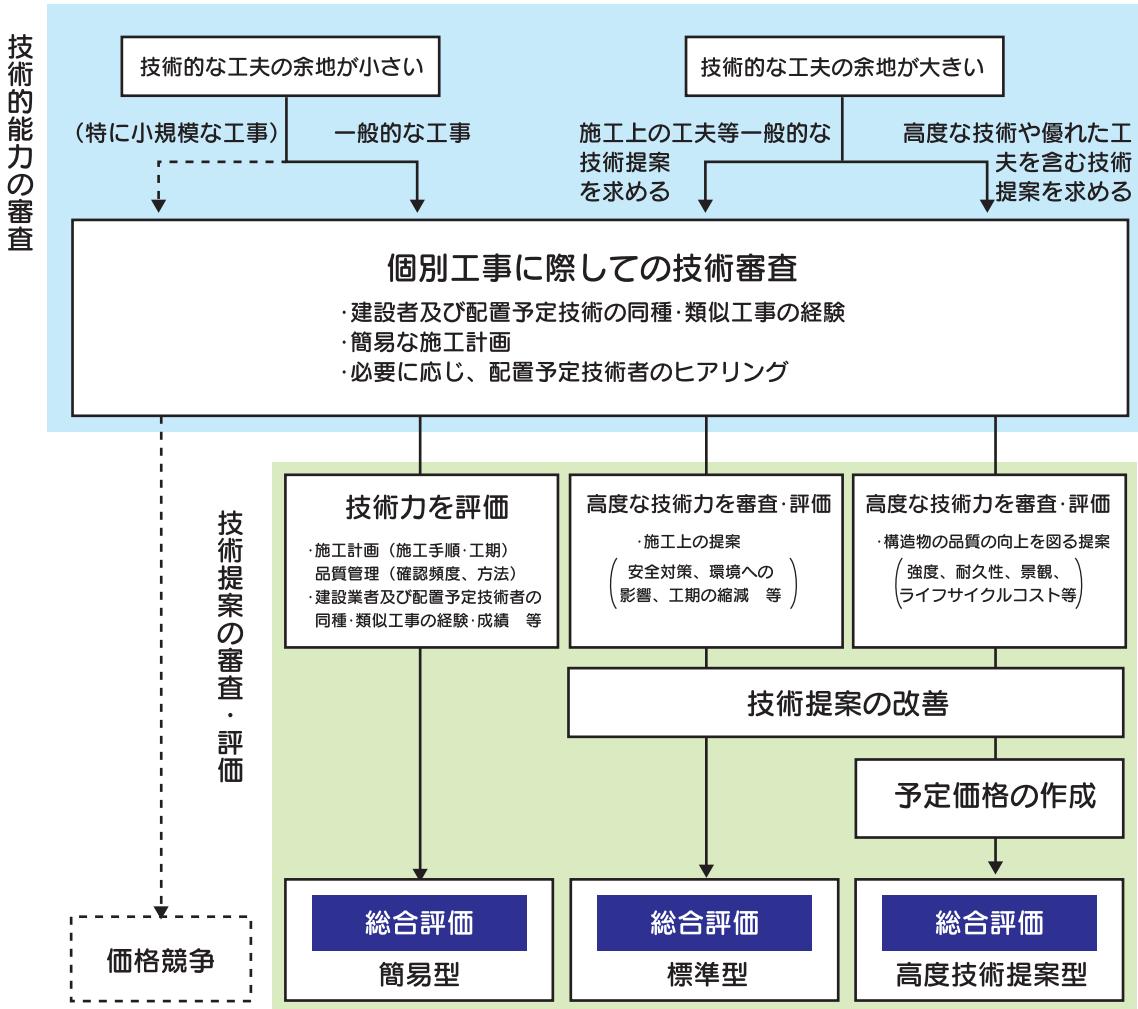
● 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を要する工事に適用される総合評価方式のタイプ。例えばライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられます。





また、総合評価方式の3つのタイプを選定する流れをまとめると、こうなります。



※個別工事に際しての技術審査：建設業者の施工能力の確認を行う。

※技術力を審査・評価：技術提案の実現性等を確認（審査）した上で、技術提案の点数を付け（評価）を行う。

※技術提案：一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的の品質の向上に関する高度な提案を求める。

※総合評価：技術提案の評価結果に基づき価格と総合的に評価を行う。



地方自治体が「総合評価方式」を活用する場合に注意することは？



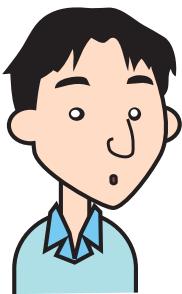
地方自治体において総合評価方式を実施する場合、「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」と地方自治法施行令(第167条の10の2)にて定められていますので、注意してください。



学識経験者って、どういう人のことを言うんですか？



各地の地方自治体の例でいうと、大学の教授や、国土交通省の事務所副所長などの例があります。こうした専門知識を持つ方のことを学識者と呼んでいるんですよ。



学識経験者には、どのタイミングで意見を聴けばいいの？



「地方自治法施行令」では、次の3段階で、聴くことが定められています。

自治体における学識経験者の意見聴取について

- 総合評価方式を行おうとする時
- 落札者を決定しようとする時
- 落札者決定基準を定めようとする時

総合評価方式の大きな目的は、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことです。そこで、上記の3段階において、学識経験者の意見を聞くことが義務づけられています。これによってより客観的な視点が加わり、より公正に技術提案を審査・評価することができるようになり、工事、また発注者への信頼度アップにもつながります。

「総合評価方式」の評価項目や評価基準の設定、評価の方法がわからない

「総合評価方式」の
手続きの仕方がわからない

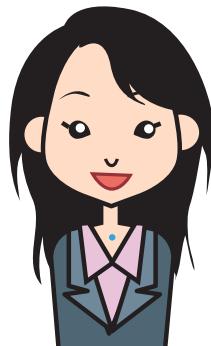




「総合評価方式」は、
どんな手順で進めるの？



こんな手順で進めて行くことが考えられます。



●地方自治体で総合評価方式を行う場合は、地方自治法施行令に基づき

※1 「総合評価を行おうとする時」、

※2 「落札者決定基準を定めようとする時」、

※3 「落札者を決定しようとする時」

に、2人以上の学識経験者の意見を聞く必要があります。 (⇒ P.67)

1. 評価項目の選定と評価基準の設定



「総合評価方式」をする場合の評価項目や評価基準は？



例えば技術的な工夫の余地が小さく、難易度がそれほど高くない工事の場合には、国土交通省における簡易型の総合評価方式の適用が考えられます。簡易型の総合評価方式における、評価項目・基準例は次の通りです。なお、必ずしも全ての評価項目を審査・評価しなければいけないというわけではありません。工事の内容によって選択して下さい。

○ 簡易な施工計画の評価

評価項目	評価基準
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	工事の手順が適切である
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる
	各工程の工期が適切である
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	適切である
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	課題への対応が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる
	的確である
施工上配慮すべき事項の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる
	適切である



発注者が工事内容、工期、等条件を明示して項目ごとにどう対応するかを計画として提出させます。

○ 配置予定技術者の能力の評価

個別の工事で配置される予定の技術者の能力が適格かどうかを判断します。

配置予定技術者の評価項目と評価基準は下記の表のようなことが考えられます。

評価項目	評価基準
過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去2年間(5年間) ^{*1} における主任(監理)技術者の工事成績評定点の平均点	75点以上
	65点以上 75点未満
	65点未満
過去2年間(5年間) ^{*1} における優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
継続教育(CPD ^{*2})の取組状況	継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)
	継続教育の証明なし

技術者の過去の経験や、得た評価を審査することで、一任するに足る技術者であるかを審査・評価します。



※1 評価項目の欄中「(5年間)」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

※2 CPD : Continuing Professional Developmentの略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

必要に応じて下記の内容でヒアリング審査を実施します。

評価項目	評価基準
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における創意工夫の取組	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる
	その他
当該工事の理解度・取組体制 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度（質疑応答の状況を含む。） ・課題への対応に関する技術的な裏付け	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等適切な取組体制が認められる
	当該工事について適切に理解している
	その他
技術者の技術上のコミュニケーション能力	技術上の質問に対する応答が明快、かつ迅速である
	その他

技術者の経験や知識や、施工する工事についてどれくらい理解をしているかが良くわかる点で、ヒアリングは効果的です。



○ 企業の施工能力の評価

次のような項目に照らして、企業の施工能力を把握します。

評価項目	評価基準
過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
過去2年間（5年間）における工事成績評定点の平均点	75点以上
	65点以上 75点未満
	65点未満
過去2年間（5年間）における優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去2年間（5年間）におけるイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
過去2年間（5年間）における安全管理優良請負者表彰の有無	表彰の実績あり
	表彰の実績なし
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無	特許権、実用新案権の取得あり
	新技術情報提供システム（N E T I S）への登録あり
	該当なし
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001又は14001の認証を取得済み
	認証を未取得
技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	施工体制が確保されている
	工事の実施に当たり、施工体制が整備されている

※ 評価項目の欄中「(5年間)」は、建築事業に係る工事の場合に適用する。

○ 企業の手持ち工事量の評価

評価項目	評価基準
当該年度受注額 ÷ 過去3年間の平均受注額 = 手持ち工事量比率	手持ち工事量比率 < 0.25
	0.25 ≤ 手持ち工事量比率 < 0.75
	0.75 ≤ 手持ち工事量比率 < 1.25
	1.25 ≤ 手持ち工事量比率



「高度技術提案型」、「標準型」の評価項目、評価基準については、P75～を参照してください。



なお、工事の内容によっては、以下の表のような評価項目を追加することも考えられます。

● 地理的条件の評価

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	○○県内に本店、支店又は営業所あり
	○○県内に拠点なし
過去10年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去10年間の主任（管理）技術者の近隣地域での施工経験の有無	施工実績あり
	施工実績なし

● 災害協定等による地域貢献の実績の評価

評価項目	評価基準
過去5年間の災害協定等に基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 <ul style="list-style-type: none">・災害対応協定に基づく活動実績・大規模災害時の応急対策実績	活動実績あり
	活動実績なし

● ボランティア活動による地域貢献の実績の評価

評価項目	評価基準
過去5年間のボランティア活動の実績の有無 〔評価対象の例〕 <ul style="list-style-type: none">・災害ボランティア実績・ボランティアサポートプログラム参加実績・クリーンアップキャンペーン参加実績	活動実績あり
	活動実績なし

※年数等については、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて適宜設定する。

[参考]

工程管理を重視する工事における評価基準の設定例



たとえば、堤防の除草工事の場合堤防に草丈の高い草木が繁茂すると、草木の根により堤防が弱くなり洪水の時に堤防が決壊する恐れが出てきます。このため、河川堤防の除草工事においても例えば草刈りの時期等、工程管理を重視して、施工業者を選定する必要があります。

(1) 施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる	5.0	/5.0
	工事の手順が適切である	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	5.0	/5.0
	各工程の工期が適切である	0.0	

(2) 企業の施工実績について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の工事成績評定点の平均点	75点以上	2.0	/2.0
	65点以上 75点未満	1.0	
	65点未満	0.0	

(3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士または技術士	2.0	/2.0
	2級土木施工管理技士	0.0	
過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	75点以上	2.0	/2.0
	65点以上 75点未満	1.0	
	65点未満	0.0	

(4) 得点合計

得点合計	/20.0
------	-------

2.評価方法の決定



価格と品質を総合的に評価する方法は？



「加算方式」と「除算方式」の2つの評価方法があります。なお評価方法の違いにより落札者の決定が異なる可能性もありますので注意して下さい。(⇒P.33)

落札者決定のポイントは、評価値です。

総合評価方式は、価格と価格以外の要素を含めて総合的に評価します。そのときに、価格以外の要素を評価基準に沿って点数化し、それに価格を加味して評価値を出します。その評価値が大きなポイントとなるのです。

加算方式

応札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出します。

技術評価点10点から30点の範囲で決定することを推奨します。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

●価格評価点の算出方法の一例

- ・ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ・ $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$

除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」（標準点+加算点）を入札価格で割って、評価値を算出する方法です。

標準点を100点として、技術提案に応じた加算点を10点から50点の範囲内で決定することを推奨します。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

3.公告等の実施



公告や入札説明書には何を書けば良いの？

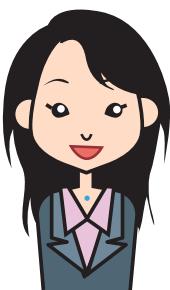


工事の内容や仕様、場所、入札方法、さらに技術提案等の提出を求める技術資料の内容などです。

入札説明書に必要な要素としては、基本的なものとして次のようなものがあげられます。

- | | | |
|---------------------------|------------------|--|
| ① 公告日 | ⑫ 入札および開札の日時・場所等 | ⑯ 火災保険付保の要否 |
| ② 契約担当官名 | ⑬ 入札方法等 | ⑰ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 |
| ③ 工事概要 | ⑭ 入札保証金および契約保証金 | ⑲ 苦情申し立て |
| ④ 競争参加資格(総合評価適用の旨) | ⑮ 工事費内訳書の提出 | ⑳ 関連情報を入手するための照会窓口 |
| ⑤ 総合評価に関する事項 | ⑯ 開札 | ㉑ 提案値の変更に関する事項 |
| ⑥ 設計業務の受託者名等 | ⑰ 入札の無効条件 | などが挙げられます。 |
| ⑦ 担当部局名 | ⑱ 落札者の決定方法 | |
| ⑧ 競争参加資格の確認方法等 | ⑲ 配置予定監理技術者の確認 | |
| ⑨ 予定価格算定時における施工計画の活用方法 | ⑳ 別に配置を求める技術者 | |
| ⑩ 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明 | ㉑ 手続きにおける交渉の有無 | |
| ⑪ 入札説明書に関する質問 | ㉒ 契約書作成の要否等 | |
| | ㉓ 支払い条件 | |

具体例はP38～を参照

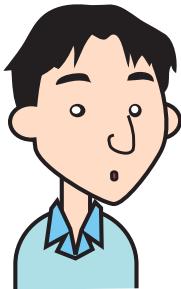


工事の規模や難易度によってこれらの要素から必要な項目を記載しておく必要がありますし、状況によってこの他に技術資料の提出様式等を記載しておく場合もあります。

契約図書の作り方

契約図書とは、契約書、設計図書(図面、仕様書〔特記仕様書・共通仕様書〕)、現場説明書および現場説明に対する質問回答書)のことと言います。特に図面、特記仕様書等については工事内容によって大きく異なるので適切に作成することが必要です。また、工事現場ではさまざまな制約条件(施工条件)があるのでこれらの条件を契約上明らかにしておくことが大切です。このために、個々の工事施工条件について必要な事項を特記仕様書、現場説明書、図面などで明示する必要があります。

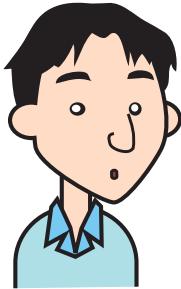
4. 技術提案の審査



技術提案の審査はどうするの？



公告等を実施する前に予め設定した評価基準に基づき、審査を行います。そのため評価基準は予め数値化しておくか、順位付けができるようにしておきましょう。



技術者や企業の施工実績等はどうやって調べるんですか？



既にデータベース化されている情報がありますので、活用して下さい。

新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定点などに関するデータが必要になります。国土交通省では、約10万社が施工をした130万件程度の工事実績データのデータベースを活用しています。具体的には、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システムを活用することで、審査や評価の効率化を図ることになります。

さらに、工事実績の他に、現在、工事成績データベースの利用ができるように準備が進められています。これらの情報を活用することで、工事成績等の審査も可能になります。



工事実績のデータベースは、
この「CORINS」にアップされています。
<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index.html>



5. 総合評価による落札者の決定



総合評価はどのようにするの？



加算方式または除算方式により評価値を求め、総合評価による判定をします。なお、評価方法によりこのように評価が変わり、落札者も変わりますので注意して下さい。

加算方式

■評価値＝技術評価点＋価格評価点

- ・技術評価点の満点＝30
- ・価格評価点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

予定価格	100,000 千円
------	------------

[入札結果]

	A社	B社	C社
技術評価点	20.0	3.0	10.0
入札価格	90,000	75,000	85,000
価格評価点	10.0	25.0	15.0
評価値	30.0	28.0	25.0
順位	1	2	3
落札者	○		

除算方式

■評価値＝技術評価点／入札価格＝(標準点＋加算点)／入札価格

- ・標準点＝100
- ・加算点の満点＝30

予定価格	100,000 千円
------	------------

[入札結果]

	A社	B社	C社
加算点	20.0	3.0	10.0
技術評価点	120.0	103.0	110.0
入札価格	90,000	75,000	85,000
評価値	0.00133	0.00137	0.00129
順位	2	1	3
落札者		○	

6.落札者の決定後の対応



落札者決定または契約の後にすべきことは何がありますか？



総合評価方式を適用して落札者を決定した後に発注者がしなくてはならないことには、次の3つのことが挙げられます。

①評価結果の公表

②入札および契約の過程に関する苦情処理

③工事の監督・検査

①の評価結果の公表では、入札調書を公表します。内容は1:業者名 2:各業者の入札価格 3:各業者の技術評価点 4:各業者の評価値で、これに予定価格、調査基準価格、件名、入札日時、所轄部署等のデータを記載して公正な入札であったことを明確にする必要があります。

②の入札および契約の過程に関する苦情処理は、非落札者等から苦情が出された場合にこれを受け付け、適切な説明を行うことが必要です。このためにも入札説明書等で評価項目、評価基準を明示しておくことが必要になるのです。説明によってもさらに不服を訴えられた場合は学識経験者等からなる「入札監査委員会」など第3者機関を活用して中立・公正な処理ができる仕組みを作ておくことも大切です。

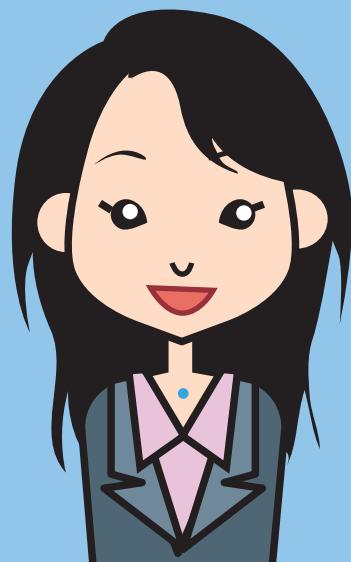
③の工事の監督・検査は完成時ばかりでなく、工程での進行状況や周辺住民からのクレーム発生の有無など、適宜監視してチェックすることも含まれます。技術提案内容の履行に対する検証方法も、受注者と疑義が生じないよう契約時に事前に提示しておくとよいでしょう。

ペナルティの設定は？

契約通りに工事が履行されたかどうか検証した結果、瑕疵などがあった場合には受注者にペナルティを課すことになりますが、このペナルティも契約時に内容と水準を示しておく必要があります。この時、あまり過度な責任を求めるることは積極的な技術提案をさまたげる可能性があるので、公正な水準にしておくべきでしょう。

ペナルティとしては工事成績の減点(次回入札に影響する)が一般的で、その他には、再施工、瑕疵の修補、契約不履行の違約金請求などが考えられます。

「簡易型」の具体例





それでは具体的な例を見てみましょう。発注者として技術提案にあたって何を決め、どのような項目を書けばいいのか、参考にしてみてください。

道路の舗装工事の例



① 工事の条件

(a) 工事概要

本工事は、飲食店も混在するオフィス街を通る4車線県道〇号△△町□□地先において、わだち掘れ等の路面性状が悪化したため、延長1,000m、面積15,000m²の切削オーバーレイを夜間作業にて実施するものであり、工事概要等は次のとおりである。

施工箇所：県道〇号 △△町□□地先

工 期：契約翌日から〇〇日間

工事概要：
・路面切削工 A=14,800m²
・オーバーレイ工 A=15,000m²
・区画線工 L=6,000m

予定価格：¥120,000,000

入札方式：工事希望型競争入札方式

(b) 施工上の技術的課題の有無

本工事では、飲食店も混在するオフィス街を通る県道で行われるため夜間作業となるが、飲食店の営業時間等を考慮した施工が課題として抽出されることから、施工上配慮すべき事項を広く求め、評価することとする。

② 評価方法の設定

(a) 評価項目と加算点

評価項目		配点
施工計画	施工上配慮すべき事項	5.0
	工期設定の適切性	5.0
企業の施工能力	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	2.0
	過去2年間の工事成績評定点の平均点	2.0
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	2.0
	過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	2.0
	過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	2.0
合計		20.0

(b) 評価方法

除算方式とし、競争参加資格を満足する者には標準点として100点を与える（a）の加算点を加えた点数を入札価格で除する。

$$\text{評価値} = (100(\text{標準点}) + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

③ 入札説明書例

○○建設株式会社

代表取締役社長

○○ ○○ 殿

○○県土木部

○○ ○○

○○工事に係る技術資料の提出依頼について

標記工事について、入札に参加する意思がある場合は、下記に掲げる要領により技術資料を作成し、提出してください。なお、技術資料を提出した者の中から入札条件のすべてを満たす者すべてを指名することとします。

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 県道○号舗装修繕工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 ○○県○○市○○町○一〇一〇
- (3) 工事内容 本工事は、（工事概要）施工するものである。
・路面切削工 A=14,800m²
・オーバーレイ工 A=15,000m²
・区画線工 L=6,000m
- (4) 工期 平成○○年○月○○日まで。（予定）約○カ月間
- (5) 資料 ①位置図 ②○○図 ③○○図
- (6) 本工事においては、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する。
- (7) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではないこと。
- (8) 本工事においては、技術資料の提出、入札書及び工事費内訳書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、次の①から③までに掲げる事項に留意するものとする。
① 電子入札システムによる技術資料、入札書及び工事費内訳書の提出が困難である者は、発注者の承諾を得て紙入札方式によることができるものとすること。この場合において、当該承諾の申請の受付に係る受付窓口及び受付時間は次のとおりであること。
・受付窓口：○○県 総務部 契約課 契約（第○）係

〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇

・受付時間：平成〇年〇月〇日（）から平成〇年〇月〇日（）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで。ただし、平成〇年〇月〇日（）は〇時〇分までとする。

- ② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。
- ③ 以下、本作成要領において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

(9) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者の入札は認めない。【受託者が設計共同体である場合は「上記3. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」とする。以下同様。】

- ① 「1. 示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げるものである。
 - ・〇〇コンサルタント株式会社
 - ② 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1) 又は2) に該当する者である。
 - 1) 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - 2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。【「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第9条に該当する工事の場合記載する】
- (11) 本工事は、契約締結後に施工方法等の技術提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。【契約後VE試行の場合に記載する】
- (12) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。【ISO9001活用対象工事の場合に記載する】
- (13) 本工事は、発注者と請負者間において、工事施工に係る手続をコンピュータネットワークを利用した文章等の情報交換により行うCALS/EC実証フィールド実験対象工事である。【CALS試行の場合に記載する】

2. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として、以下

の①～③の書類を提出すること。

- ① 次表（3）～（4）の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し。なお、契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「C O R I N S」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。
- ② 次表（3）～（4）の施工実績として記載した工事が平成〇年4月1日以降に完成した〇〇県土木部局所掌の工事である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写し又はこれに準ずるもの。
- ③ 次表（4）の配置予定技術者に係る資格者証等の写し。なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。
なお、申請する工事の完成・引き渡し年月日は、技術資料提出日以前のものとする。
また、同種工事の施工実績の要件と配置予定技術者の施工経験の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 工程管理に対する技術的所見	①本工事の概略の工程表を記入する。また、工程管理に対する技術的所見を工程表の下に記載する。 ②記載様式は様式－1とする。
(2) 施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見	①本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上配慮すべき事項の設定及びその対策に対する技術的所見を記載する。 ②記載様式は様式－2とする。
(3) 企業の施工能力	①施工実績は、平成〇年から技術資料提出期限までに完成し、引き渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。 ②施工実績は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。 ③共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限定する。 ④同種工事とは、面積10,000m ² 以上のオーバーレイ工事とする。類似工事とは、面積5,000m ² 以上の〇〇工事とする。 ⑤共同企業体としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限定する。 ⑥記入要領 <ul style="list-style-type: none">・工事名称：受注工事名とする。・発注機関名：具体的に記入する。・施工場所：具体的に記入する。・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入（切り捨て）・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入

	<ul style="list-style-type: none"> 受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。 表彰：平成〇年4月1日以降発注工事において優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。）を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。 <p>⑦記載様式は様式－3とする。</p>
(4) 配置予定技術者の能力	<p>①主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>②主任（監理）技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者とする。ここで、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15条第2号で定めている者とする。また、監理技術者にあっては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成〇年〇月〇日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者 平成〇年〇月〇日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成〇年〇月〇日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者 <p>③施工経験は、平成〇年から技術資料提出期限までに完成し、引き渡しが完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。</p> <p>④施工経験は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。</p> <p>⑤工事成績は、平成〇年から監理技術者若しくは主任技術者として実施した工事の工事成績評定点を記載する。</p> <p>⑥共同企業体としての施工経験は、出資比率20%以上のものに限定する。</p> <p>⑦同種工事とは、面積10,000m²以上のオーバーレイ工事とする。類似工事とは、面積5,000m²以上のオーバーレイ工事とする。</p> <p>⑧記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名：氏名を記入する。 資格：保有資格を記入する。（複数ある場合、複数記入） 工事名称：受注工事名とする。 発注機関名：具体的に記入する。 施工場所：具体的に記入する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入（切り捨て） ・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入 ・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。 ・表彰：配置予定技術者が、平成〇年4月1日以降発注工事において技術者表彰を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。 <p>⑨記載様式は様式－4とする。</p>
--	--

3. 技術資料の提出

(1) 技術資料は電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

・電子入札システムによる受付期間：平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで。ただし、平成〇年〇月〇日（ ）は〇時〇分までとする。

・持参による受付期間：平成〇年〇月〇日（ ）から平成〇年〇月〇日（ ）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで。ただし、平成〇年〇月〇日（ ）は〇時〇分までとする。

・受付場所：〇〇県 〇〇部 〇〇課

〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（直通）内〇〇〇

(2) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）また提出部数は1部とする。

(3) 技術資料提出の際には、返信用封筒として、表に技術資料提出者の住所・氏名を記載した長3号封筒（切手は不要）を提出すること。ただし、電子入札システムで提出した場合は不要。

(4) 電子入札システムにより技術資料を提出する場合は以下に留意すること。

① 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (Word2000 形式以下で保存)
- ・Microsoft Excel (Excel2000 形式以下で保存)
- ・Just System 一太郎 (Ver10 形式以下で保存)
- ・PDF ファイル

② 複数の申請書類は、全てを1つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計を1MB以内とすること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip 形式又はLzh 形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成〇年〇月〇日（ ）〇時〇分必着で郵送すること。

（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）郵送の際の送付先は3.（1）の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、技術資料として以下の1)～4)の内容を記載した書面（様式－6）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- 1) 郵送する旨の明示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類の頁数
- 4) 発送年月日

③ 技術資料の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

4. 技術的能力の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び審査基準は以下のとおりとする。また、2.（3）の同種工事の施工実績及び2.（4）配置予定技術者の工事経験の確認にあたっては、我が国における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の工事経験をもって行う。

審査項目	審　查　基　準
(1) 施工計画	施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見及び工事工程に対する技術的所見が適切であること。
(2) 企業の施工能力	<p>平成〇年4月1日以降の同種又は類似工事の施工実績を有すること。 ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が元請けとしての同種又は類似工事の施工実績を有すること。</p> <p>①当該工種工事における平成〇年度より平成□年度までの工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。</p> <p>②当該工種工事における平成〇年度から平成□年度までに表彰を受けた優良工事表彰の有無</p>
(3) 配置予定技術者の能力	<p>①主任（監理）技術者の資格、同種又は類似工事における主任（監理）技術者又は現場代理人の経験を有すること及び申請時における他工事の従事状況等（ただし、経常建設共同企業体にあっては、1社の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。）</p> <p>②主任（監理）技術者としての平成〇年度より平成□年度までの工事成績において、2年連続して平均が60点未満でないこと。</p> <p>③平成〇年4月1日以降の発注工事における技術者表彰の有無</p>

このように評価の項目や評価基準は明記しなくてはなりません。



5. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。

1) 施工計画について

評価項目	評価基準	配点	得点
施工上配慮すべき事項の適切性	配慮事項が現地の条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる	5.0	/5.0
	配慮事項は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	5.0	/5.0
	各工程の工期が適切であるが、工期短縮が見られない	0.0	

2) 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 2 年間の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上	2.0	/2.0
	6 5 点以上 7 5 点未満	1.0	
	6 5 点未満	0.0	

3) 配置予定技術者の能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
主任（監理）技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士又は技術士	2.0	/2.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	2.0	/2.0
	類似工事の実績あり	0.0	
過去 2 年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上	2.0	/2.0
	6 5 点以上 7 5 点未満	1.0	
	6 5 点未満	0.0	

（2）総合評価の方法

- 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を 100 点とし、加算点の最高点数は 20 点とする。
- 総合評価は、標準点と（1）「入札の評価に関する基準」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

（3）落札者の決定方法

- 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）、（イ）の要件に該

当する者のうち（2）「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは（ア）、（イ）の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

2) 1)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（4）評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとに○点減ずる。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は12.（4）の扱いとする。

6. 指名・非指名通知の日

指名・非指名の通知日は平成〇年〇月〇日（　）を予定する。

7. 入札及び開札の日時及び場所

① 日 時：平成〇年〇月〇日（　）〇時〇分

② 場 所：〇〇〇〇〇〇〇〇

8. 契約変更の取扱

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術的所見に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

9. 苦情申立て

- (1) 技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子入札システムにより通知する。（ただし、書面で提出した場合は、書面で通知する。）
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を含まない。）以内に電子入札システムにより、〇〇地方整備局長に対して非指名理由の説明を求めることができる。ただし、書面により説明を求めることもで

きる。

(3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、○○部長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、書面により説明を求めるることもできる。

(4) (2) 及び (3) の受付時間及び書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・電子入札システムによる受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで

・書面による受付窓口：○○県 ○○部 ○○課 経理係

〒○○○-○○○○ 住所

TEL ○○-○○○○-○○○○ (代) 内線○○○

・書面による受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の○時○分から○時○分まで。

(5) (2) 及び (3) の書面は電子入札システム、又は持参（紙入札方式の場合に限る）するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(6) (2) の非指名理由及び (3) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし、持参により提出された者に対しては、書面により回答する。

10. 再苦情申立て

(1) 9. (6) の非指名理由及び非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、○○地方整備局長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては○○地方整備局入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

・受付窓口 : ○○県 総務部 契約課 調査係

〒○○○-○○○○ 住所

TEL ○○-○○○○-○○○○ (代) 内線○○○

・受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の○時○分から○時○分まで。

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

・書類等の入手先 : (2) の受付窓口。

11. 実施上の留意事項

(1) 技術的所見に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提

案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術資料は、技術審査及び指名審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、当該工事の指名業者としないとともに、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

また、資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに説明事項及び別冊〇〇県競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (5) 技術資料の審査及び指名審査の審査基準日は指名通知の日とし、指名停止中の者からも技術資料を受け付ける。
- (6) 提出された技術資料の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日（休日を含まない。）以内とする。ただし、電子入札システムで技術資料受付票の発行がなされた技術資料の差し替えは、発注者の承諾を得て持参して差し替えること。
- (7) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等については、記載する工事のCORINS（登録されてない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。
- (8) 提出された技術資料は、返却しない。
- (9) 本要請資料は技術資料作成以外の目的で使用してはならない。
- (10) 技術資料作成に関する手続についての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

・問い合わせ先：〇〇県〇〇部〇〇課

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（直通）内線〇〇〇

- (12) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センター ホームページアドレス <http://XXX.XXXX.XX.jp>

- (13) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (14) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://XXX.XXXX.XX.jp>

- ・I Cカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているI Cカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、〇〇県〇〇事務所〇〇課経理係 TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表）へ連絡すること。

- (15) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認をおこなうこと。確認を怠った場合には以後の入札手続きに参加出来なくなる等の不利益の取扱いを受ける場合がある。

技術資料受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

技術資料受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

指名／非指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

- (16) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (17) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある場合に実施するくじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

このようにして、技術提案の提出要請にあたって書類を作成ていきます。





こちらは技術提案書提出にあたっての様式例です。
提案をしようとする企業は、この様式に従って提案書を作成することになります。

技術資料表紙（例）

(用紙A 4)

平成 年 月 日

○○県○○

○○ ○○ 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

○○工事の技術資料を提出します。なお、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者 : ○○ ○○
部署 : ○○本店○○部○○課
電話番号 : (代) ○○-○○○○-○○○○ [(内) ○○○○]

2. 本店所在地

名称 :
住所 :
電話番号 :

3. ○○県又は○○県内にある支店又は営業所の所在地（1件）のみ記載する。

名称 :
住所 :
電話番号 :

注：本店とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載した本店。

注：電子入札システムにより技術資料を提出する場合は、代表者の印を省略できるものとする。ただし、指定の容量を超過して輸送による場合は押印すること。

工 程 表

工事名：
会社名：

項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20

■工程管理に係わる技術的所見

(様式－2)

(用紙A4)

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名：

会社名：

■施工上配慮すべき 事項	
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
配慮事項の設定理由	
○○対策について	

(様式－3)

(用紙A4)

同種又は類似工事の施工実績

○○工（工種・工法を指定する場合）

会社名：_____

同種・類似工事の条件		平成〇年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみに限る。） 同種工事：面積10,000m ² 以上のオーバーレイ工事であること。 類似工事：延長5,000m ² 以上のオーバーレイ工事であること。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有すること。
工事 名称 等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体／J V（出資比率）
工事 概要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	設計条件	
工事表彰の有無	有（表彰名、工事名称（表彰者 年月日））・無	

注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。

(様式－4)

(用紙A4)

主任（監理）技術者の資格・工事経験

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令による資格・免許	一級土木施工管理技士（取得年） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）	
工事 経験 の概要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工事内容	
	CORINS 登録の有無	有 (C O R I N S 登録番号) • 無
	優良工事技術者表彰の有無	有 (工事名称 (表彰者・年月日)) • 無
申請時 に お け る 他 工 事 の 状 況 等	工事名称	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能
	CORINS 登録の有無	有 (C O R I N S 登録番号) • 無

- 注) 技術資料の提出依頼において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目を設定すること。
- 注) 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

④ 技術資料（様式－1，2）提出及び評価例（A建設）

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名：県道〇号舗装修繕工事

会社名：A建設（株）

■施工上配慮すべき事項	交通規制に伴う渋滞対策について	施工箇所及び交通状況等を把握した上で的確な配慮事項を設定している。
項目	具体的な施工計画	
配慮事項の設定理由	当工事は、飲食店も混在するオフィス街を通る県道で行われるため、昼間の渋滞対策が課題となっていることから、交通規制に伴う渋滞対策を講じる必要がある。 以上の理由により、上記に示す項目を配慮事項とする。	
交通規制に伴う渋滞対策について	<p>➤ 広域的な広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通規制期間における車利用の自粛を呼びかける広報として、交通規制開始前までに周辺の飲食店やオフィス等にチラシ等の配布を行う。 <p>➤ 交通規制期間における誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通規制期間における交通の円滑化を図るため、交通整理員を配置するとともに、迂回路の表示盤の設置等については夜間における視認性の向上に配慮し、内照型を使用する。 1車線規制への誘導区間手前50m、100m、200mに内照型の規制看板を設置する。 また違法駐車等による更なる渋滞を発生させる可能性があるため、規制期間内には巡回して違法駐車等に対する注意等を行う。 <p>➤ 交通規制期間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通規制を行う時間帯は日中の商用車等の交通量の多い時間帯や飲食店の営業時間帯を避けた夜間に実施するものであるが、一日あたりの施工延長を延ばすために2パーティー（切削機を2台）にて短時間に集中して施工を実施する。 	違法駐車による渋滞発生も予想される。その懸念事項に対する配慮がされており、渋滞対策が的確である。
工事を円滑に遂行するため、広報活動の充実化が考慮されており、事前説明対策が的確である。		
工事期間中の交通の円滑化を図るため、安全性の向上が考慮されており、交通誘導対策が的確である。		
交通規制期間の短縮を図るため、周辺環境への影響が考慮されており、集中工事とした工期短縮策が的確である。		
備考	➤ 別途本工事における工程表を添付する。	

事前説明対策や周知活動等を考慮した準備期間を設定しており、的確である。

工程表						
項目	単位	数量	4月	5月	6月	7月
			10 20	10 20	10 20	10 20
準備工 準備・後片付け	式	1	—	—	—	—
路面切削工	m ²	14,800	—	—	—	—
オーバーレイ工	m ²	15,000	—	—	—	—
区画線工	m	6,000			—	—

交通規制期間の短縮を図るため、周辺環境への影響が考慮されており、集中工事とした工期短縮策が的確である。

■ 工程管理に係わる技術的所見

- 施工場所は、飲食店も混在するオフィス街であり昼間は交通量も多いことから夜間作業であり、作業時間も制約されることから、2パーティー（切削機を2台）に分けて集中的に短時間の施工を行うものとする。
- 路盤状況の確認を行い、必要に応じて路盤の改良を行う。
- 舗装版撤去工の着手前に道路使用手続きを行う。

⑤ 技術資料（様式一 1, 2）提出及び評価例（B建設）

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名：県道〇号舗装修繕工事

会社名：B 建設

■ 施工上配慮すべき事項	交通規制に伴う渋滞対策について
項目	具体的な施工計画
配慮事項の設定理由	<p>当工事は、交通規制を伴う現道工事であるため、規制に伴う渋滞対策を講じる必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記に示す項目を配慮事項とする。</p>
交通規制に伴う渋滞対策について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域的な広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制期間における車利用の自粛を呼びかける。 ➤ 交通規制期間における誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制期間における交通の円滑化を図るため、交通整理員を配置し迂回路の表示盤を設置する。 ・ 1車線規制への誘導区間手前 50m、100m、200m に規制看板を設置する。 ➤ 交通規制期間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備工を短縮した計画とし、振動・騒音を考慮し1パートナーとする。
工事を円滑に遂行するための広報活動に具体性がなく、交通量軽減の効果が不明である。	
夜間時の視認性が懸念され交通誘導に問題が生じる可能性があるが、安全性の配慮が不足している。	
日中の商用車等の交通量の多い時間帯や夜間の飲食店の営業時間帯等に配慮した交通規制がなされていない。	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 別途本工事における工程表を添付する。

施工箇所及び交通状況等を確認しておらず、配慮事項の設定理由として的確性が欠けている。

交通規制を行う時間帯における誘導の具体的記述が欠けている。

振動・騒音対策としては、超低振動・低騒音型の施工機械の採用により解決できることから、施工速度を重視すべきである。

工程表											
項目	単位	数量	4月		5月		6月		7月		備考
			10	20	10	20	10	20	10	20	
準備工 準備・後片付け	式	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
路面切削工	m ²	14,800	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オーバーレイ工	m ²	15,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
区画線工	m	6,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■ 工程管理に係わる技術的所見

- ・振動・騒音を考慮して1パートナーによる施工とする。
- ・路盤状況の確認を行い、必要に応じて路盤の改良を行う。
- ・舗装版撤去工の着手前に道路使用手続きを行う。

超低振動・低騒音型の施工機械等の使用による、施工速度（班体制）を重視した工期短縮が考えられ、的確な工程と言えない。

資材調達や道路使用手続等において、どのように工夫し準備工を短縮できたのか不明である。

⑥ 評価結果例

事務所名：○○土木事務所	
工事件名：県道○号舗装修繕工事	
施工場所：○○県○○市○○町○-○-○	
予定価格：¥120,000,000	

調査基準価格：¥84,000,000

業者名	等級	順位	施工計画			企業の施工実績 （表）	技術者の能力	ヒアリング	技術評 価点 (a)	入札価 格 (千 円) (b)	評価値 (a ÷ b × 100)	順 位	落 札		
			集中工事による工期短縮	工期設定	品質管理方法										
A建設	C	25			集中工事による工期短縮	5	2	1	2	1	2	118	110,000	1.073	1 ○
B建設	C	51			準備工工期短縮の根拠不明	0	0	1	2	1	2	108	105,000	1.029	3
○○建設工業	C	22			適切だが、特別の工夫なし	0	0	2	2	1	1	113	115,000	0.983	4
△△組	C	78			適切だが、特別の工夫なし	0	0	2	1	1	0	105	98,000	1.071	2
×××建設	C	46			集中工事による工期短縮	5	0	2	2	2	2	115	125,000	—	—
☆☆工業	C	101			適切だが、特別の工夫なし	0	0	1	1	1	2	106	108,000	0.981	5

網掛け：本工事の評価対象外項目

河川の築堤工事の例



① 工事の条件

(a) 工事概要

○○川の沿川地域は首都圏の郊外居住地域として市街化が進展する一方、治水対策の遅れにより浸水被害が頻発していることから、○○川の築堤を行うことにより洪水を安全に流下させるものである。工事概要等は次のとおりである。

施工箇所：○○川 △△町口口地先

工 期：契約翌日から○○日間

工事概要：・河川土工 1式

・盛土工 $V=100,000m^3$

・盛土法面整形 $V= 33,000m^3$

・法覆護岸工 $A= 12,000m^2$

予定価格：¥550,000,000

入札方式：一般競争入札方式

(b) 施工上の技術的課題の有無

本工事では、施工箇所周辺に民家・耕作地が存在し、大量の土砂を築堤するにあたり周辺住民等の生活環境への影響を考慮する必要がある。また、当該工事の盛土材料については、土質の違う3ヶ所からの土の利用を予定しており、盛土量も多いことから、より均一な盛土の締固め管理が重要となる。

以上のことから、本工事では住民等の生活環境への負荷を最小限にするために騒音・振動の低減を配慮した盛土の敷均し・締固め方法について施工上配慮すべき事項を広く求めるとともに、材料の品質管理として盛土の締固め管理手法に関する技術的所見を求め、評価することとする。

② 評価方法の設定

(a) 評価項目と加算点

評価項目		配点
施工計画	施工上配慮すべき事項	5.0
	材料の品質管理に係わる技術的所見	5.0
企業の施工能力	過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	2.0
	過去2年間の工事成績評定点の平均点	2.0
配置予定技術者の能力	過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	1.0
	過去2年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	2.0
	主任（監理）技術者の保有する資格	1.0
地域精通度 地域貢献度	地理的条件（近隣地域での施工実績）	2.0
合 計		20.0

(b) 評価方法

除算方式とし、競争参加資格を満足する者には標準点として100点を与える（a）の加算点を加えた点数を入札価格で除する。

$$\text{評価値} = (100(\text{標準点}) + \text{加算点}) \div \text{入札価格}$$

③ 入札説明書例 · · · · · (略)

④ 技術資料（様式－1, 2）提出及び評価例（C建設）

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名：〇〇川△△町□□地先築堤工事
会社名：C 建設（株）

■施工上配慮すべき事項	騒音・振動の低減に配慮した盛土の敷均し・締固め方法について
項目	具体的な対策方法
配慮事項の設定理由	<p>施工箇所周辺には民家・耕作地が存在し、大量の土砂を築堤するにあたり周辺住民等の生活環境への影響を考慮する必要がある。これら住民等の生活環境への負荷を最小限にするため、盛土箇所での騒音・振動対策を考慮した盛土の敷均し・締固め方法等にて実施する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記に示す項目を配慮事項とする。</p>
騒音・振動の低減に配慮した盛土の敷均し・締固め方法について	<p>① 施工箇所での騒音・振動対策の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 3m程度の仮設防音壁を設置するとともに、官民境界付近に振動・騒音測定表示板を設置し、近隣住民に測定値を公開する。 工事用道路に敷き鉄板を敷設し、鉄板の溶接により、ばたつきによる振動・騒音の発生を抑制する。 作業停止時はエンジンを停止し、アイドリングストップを励行する。 なお、低騒音・低振動型の建設機械を使用することを基本とする。 <p>② 盛土の敷均し・締固め方法についての技術的所見</p> <ul style="list-style-type: none"> 振動・騒音の低減のために重機を小型化するよう試験盛土の際、1層当たりの仕上がり厚を20～50cmと変えて試験施工を行い、振動・騒音調査による合否判定の上、実施する。 <p style="background-color: #ffffcc; border-radius: 10px; padding: 10px;">振動・騒音の低減に向けた重機の小型化等、現場の特性を考慮した創意工夫となっている。</p>
備考	

施工箇所での騒音・振動対策の配慮では仮設防音壁や振動・騒音測定・表示板の設置等、現場の特性を考慮した創意工夫となっている。

材料の品質管理に係わる技術的所見

工事名：〇〇川△△町□□地先築堤工事
会社名：C 建 設（株）

■対象	盛土の締固め管理手法の技術的所見について
項目	具体的な品質管理方法
盛土の締固め管理手法の技術的所見について	<p>当該工事の盛土材料については土質の違う3ヶ所からの土の利用を予定しており、盛土量も多いことから、次の2つの締固め管理手法を併用し、均一な堤体となるよう盛土管理を行うものとする。</p> <p>① TS・GPSによる盛土の締固め管理</p> <ul style="list-style-type: none">「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」に基づき盛土の締固め管理に関する品質管理を行うものとし、施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。管理ブロックは1日の1層当たりの施工面積が1,500m²を標準とし、1管理単位を複数層に跨らせるとはしない。また土の搬出元が変わった場合には新規の管理単位として扱うものとする。 <p>② RI計器による現場密度の測定</p> <ul style="list-style-type: none">土質の違う3箇所からの土の利用であることから、TS・GPSによる盛土の締固め管理の確認試験として「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」に基づく現場密度の測定についても実施する。現場密度の測定頻度は、締固め機械が近寄れない構造物周辺だけではなくTS・GPSによる管理ブロック内においても、管理要領に基づき、管理単位面積1,500m²（標準）当たり原則15個のデータ採取を行い、平均してその管理単位の代表値とする。
備考	TS・GPSとの併用によるRI計器による品質管理（試験基準等）の記述も適切である。

TS・GPSによる盛土の締固め管理について、品質管理（試験基準等）の記述は適切である。

⑤ 技術資料（様式－1，2）提出及び評価例（D建設）

施工上配慮すべき事項に係わる技術的所見

工事名：〇〇川△△町□□地先築堤工事
会社名：D建設（株）

■施工上配慮すべき事項	騒音・振動の低減に配慮した盛土の敷均し・締固め方法について
項目	具体的な対策方法
配慮事項の設定理由	<p>施工箇所周辺には民家・耕作地が存在し、大規模な築堤工事を実施するにあたり住民等の生活環境への影響を考慮した盛土の敷均し・締固めを実施する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記に示す項目を配慮事項とする。</p>
騒音・振動の低減に配慮した盛土の敷均し・締固め方法について	<p>① 施工箇所での騒音・振動対策の配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> 制限速度 20km/h とし不必要な高速走行は避け、ブルドーザーについては走行速度を 2~3km/h とする。 車両の急発進、急停止は行わないようダンプ運転手に教育するとともに、誘導員配置により監視を行うものとする。 低騒音型建設機械を使用する。 <p>施工箇所での騒音・振動対策の配慮について一般的な記述に留まっており、当該工事における創意工夫が見られない。</p> <p>② 盛土の敷均し・締固め方法についての技術的所見</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に土質の違う盛土材料の試験施工を実施し、最適な敷均し、締固め回数を決定して運転方法を標準化、周知徹底を行うものとする。 敷均し機械はブルドーザー21t 級、締固め機械はタイヤローラー8~21t 級、民地付近等では小型重機を使用する。 <p>盛土材料の試験施工に関する内容、さらに運転方法の標準化、周知徹底にあたっての具体的な記述が欠けている。</p>
備考	

材料の品質管理に係わる技術的所見

工事名：〇〇川△△町□□地先築堤工事
会社名：D 建 設（株）

■対象	盛土の締固め管理手法の技術的所見について
項目	具体的な品質管理方法
盛土の締固め管理手法の技術的所見について	<p>当該工事では盛土量が多いことから、次の締固め管理手法を用い、均一な堤体となるよう盛土管理を行うものとする。</p> <p>➤ TS・GPSによる盛土の締固め管理</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 当該工事では盛土量が多いことから「TS・GPS を用いた盛土の締固め情報化施工管理要領（案）」に基づく盛土の締固め管理の適用性について検討を行い、実施するものとする。▪ なお、TS・GPS による盛土の締固め管理が不適切と判断した場合には、砂置換法（JIS 1214）により管理を行うものとする。▪ 砂置換法により管理する場合には、1,000m³に 1 回の割合、または堤体延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 <div style="background-color: #ffffcc; border-radius: 10px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: 0;"><p>TS・GPS による盛土の締固め管理については適用に向けた検討では具体的な記述が欠けているが、砂置換法による締固め試験による品質管理については適切に記述されている。</p></div>
備考	

⑥ 評価結果例

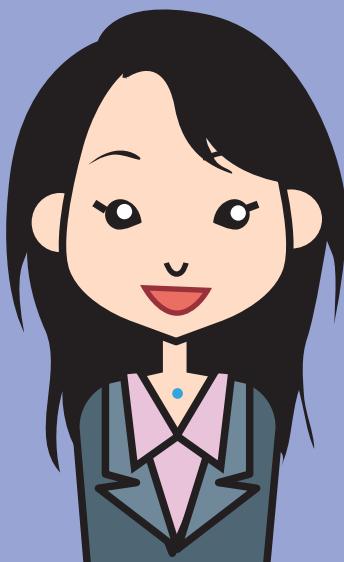
事務所名：○○県□□土木事務所
 工事件名：○○川△△町□□地先築堤工事
 施工場所：○○川△△町□□地先
 予定期格：¥550,000,000
 調査基準価格：¥446,797,00

業者名	等級	順位	施工計画			企業の施工実績	技術者の能力	ヒアリング		地域精通度・地域貢献度	入札価格(千円) (b)	評価値 (a÷b×1000)	順位 落札	
			実施手順	工期設定	品質管理方法			同種類工事成績平均	同種類工事成績平均					
C建設	A	18			TP・GISとRI計器との併用	施工箇所の状況を反映した角意工夫	5	2	2	1	1	1	2	119.0 505,000 0.0236 1 ○
D建設	A	27			砂置換法による管理	一般的な記述	0	2	1	1	2	1	1	108.0 500,000 0.0216 3
□□建設	A	11			RI計器による管理	一般的な記述	0	1	1	0.5	1	1	1	105.5 520,000 0.0203 6
○○工業	A	35			RI計器による管理	施工箇所状況の適切な把握	5	1	1	1	1	1	0	110.0 540,000 0.0204 5
△△建設	A	31			RI計器による管理	一般的な記述	0	1	1	0.5	1	1	0	104.5 510,000 0.0205 4
××建設	A	23			砂置換法による管理	施工箇所状況が未反映	5	1	2	0.5	1	1	0	110.5 500,000 0.0221 2
◇◇興業	A	25			砂置換法による管理	一般的な記述	0	2	2	0.5	1	1	2	108.5 560,000 — —

網掛け：本工事の評価対象外項目

MEMO

学識経験者の 意見聴取の 具体例





「総合評価を行おうとする時」「落札者決定基準を定めようとする時」の2段階について学識経験者に意見を聴く場合の文書の例を以下に示します。

平成 ○年○月○日

○○○大学 ○○○ 様

○○○○○○

総合評価落札方式による発注について

このことについて、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び土木部建設工事総合評価落札方式試行要領の規定に基づき、下記の工事への総合評価落札方式の適用及び落札者決定基準について意見を求める。

記

1 工事名：一般県道○○○道路整備工事○○○○○○○○○○○その1

添付書類 評価調書（様式第1号）
価格以外の評価点の算定方法（個別工事）（様式第2号）
工事概要、位置図、平面図、構造図 等

○○○ ○○○担当
○○○、○○○
TEL○○○-○○○-○○○
E-Mail ○○○

総合評価落札方式に関する評価調査書

契約番号	発注課所	工事名	工事箇所	予定価格(税抜き) (円)	入札方式	工事概要
○○○○車務所	一般県道〇〇〇道路整備工事〇〇〇その1	一般県道〇〇〇	50,930,000	公募型	延長 1=46.6m 逆丁式橋台 2基 管理用道路取付工 1式	

【落札者決定基準】

価格点	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者数	優良工事受賞	ISO認正取得	災害防加入	価格以外の評価項目及び評価点	地域内拠点	地域活動実績	施工計画	小計	合計
90.0	1.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	10.0	100.0

【価格以外の評価結果】

入札者	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者数	優良工事受賞	ISO認正取得	災害防加入	価格以外の評価項目及び評価点	地域内拠点	地域活動実績	施工計画	小計	備考

【総合評価結果】

入札者	入札書記載金額(税抜き) (円)	価格点	価格以外の評価点	総合評価点	落札者	学識経験者の意見聴取	評価項目及び評価基準	落札者の決定
○○大学教授 ○○○○					○○大学教授 ○○○○	○○大学教授 ○○○○	総合評価方式での実施の適否	
					○○大学教授 ○○○○	○○大学教授 ○○○○	平成 年 月 日	平成 年 月 日
					○○大学教授 ○○○○	○○大学教授 ○○○○	平成 年 月 日	平成 年 月 日
					○○大学教授 ○○○○	○○大学教授 ○○○○	平成 年 月 日	平成 年 月 日

(様式第2号)

価格以外の評価点の算定方法（個別工事）

- 1 価格以外の評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

【Aタイプ】 (県内業者対象)

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 過去2年間の工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下第2位四捨五入〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。 評価の対象とする工事は、入札日の属する年度の前々年度の4月1日から前年度の3月31日までに竣工した○○○発注の土木一式工事とする。	1.5点	75点以上	1.5点
		70点以上75点未満	1.0点
		65点を超え70点未満	0.5点
		65点以下	0点
イ 企業の施工実績 同種・類似工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
ウ 配置予定技術者の施工経験 同種・類似工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人（国家資格等を有する物に限る。）として施工した経験により評価する。	0.5点	経験有り	0.5点
		経験無し	0点
エ 技術者数 入札日現在における、国家資格等を有する者の雇用人数により評価する。	0.5点	5人以上	0.5点
		4人以下	0点
オ 優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の栃木県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1.0点	知事表彰有り	1.0点
		所長等表彰有り	0.5点
		無し	0点
カ ISOの認証取得 入札日現在有効な、ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	1.0点	ISO9001及びISO14001の両方を取得	1.0点
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0.5点
		無し	0点
キ 建設業労働災害防止協会への加入	0.5点	加入有り	0.5点

入札日現在における、建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。		加入無し	0点
ク 災害時等への地域貢献 入札日現在において、県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する覚書の締結の有無で評価する。	0.5点	有り	0.5点
		無し	0点
ケ 地域内拠点の有無 工事箇所と本店（建設業法に基づく主たる営業所に限る。）の所在地に基づき評価する。	0.5点	○○町内	0.5点
		その他の地域	0点
コ 地域活動の実績 入札日現在におけるボランティア活動への登録の有無で評価する。	0.5点	登録有り	0.5点
		登録無し	0点
サ 施工計画の評価 ・地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価 ・現場環境条件及び工事内容から留意すべき事項の的確性について評価 ・留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	3.0点	優	3.0点
		良	2.0点
		可	1.0点
		不可	0点

2 価格以外の評価項目における同種・類似工事は、次の条件に該当する工事とする。

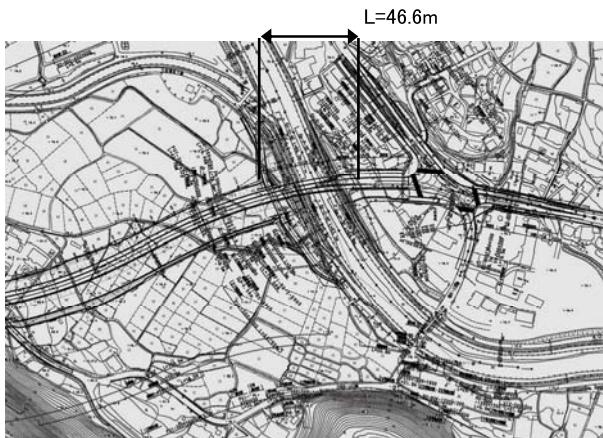
○○○において平成7年度以降に完成引き渡しが完了した、国、県、（旧）日本道路公団発注の設計荷重TL-20又はB活荷重以上、かつ2車線以上の現場鉄筋コンクリート構造の道路橋下部工工事

3 価格以外の評価項目における「国家資格等」とは、次の資格等である。

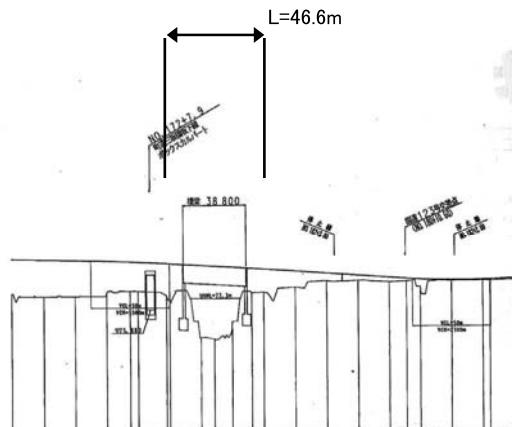
- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士（第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る））
- エ これらと同等以上の資格を有する者とする国土交通大臣の認定

一般県道○○○道路整備工事○○○○○○○その1

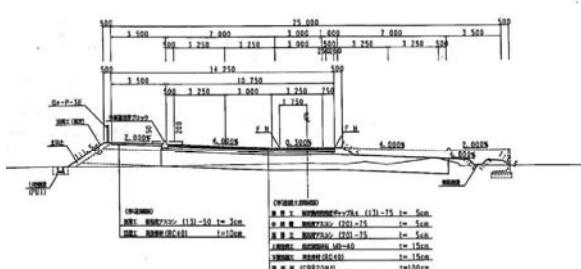
平面図



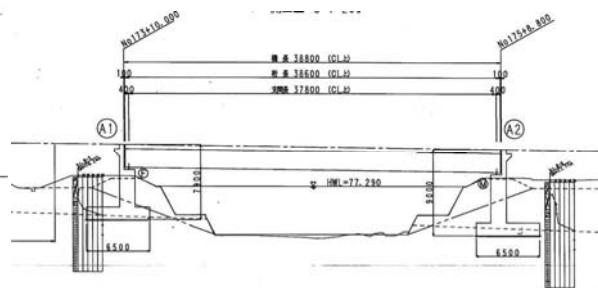
縦断図



標準横断図



橋梁一般図



概要

本工事は、道路改築事業 一般県道○○○道路整備全体計画に基づき、
道路の建設工事を実施するものである。

計画緒元

一般県道○○○号

計画延長: 3,300m

道路緒元: 第3種第2級、 $v=60\text{km}$ 、車線数2(暫定時)

総事業費: 105億円

工事概要

延 長 : $L=46.6\text{m}$

逆T式橋台 : $N=2$ 基

管理用道路取付工 : 1式



落札者を決定する場合には、このような書面を送り、学識経験者の方から意見を聴きます。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇大学 〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇〇

総合評価落札方式による落札者の決定について

このことについて、地方自治法施行令第167条10の2第4項及び建設工事総合評価落札方式適用試行要領の規定に基づき、下記の工事に係る落札者の決定について意見を求める。

記

1 工事名 一般県道〇〇〇道路整備工事〇〇〇〇その1

2 工事概要 延長 46.6m
逆T式橋台 2基
管理用道路取付工 1式

添付書類 評価調書（様式第1-1号）

価格以外の評価点の算出方法（個別工事）（様式第1-2号）

P43-44参照

総合評価落札方式に関する評価調書

契約番号	発注課所	工事名	工事箇所	予定価格(税抜き) (円)	入札方式	工事概要
○○○○事務所	一般県道〇〇道路整備工事〇〇〇〇その1	一般県道〇〇〇	50,930,000	公募型	延長し=46.6m 逆T式橋台2基 管理用道路取付工1式	

【落札者決定基準】

価格点	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者施工実績	優良工事受賞	ISO認証取得	建災防加入	災害時等貢献	地域内拠点	地域活動実績	施工計画	小計	合計
900	1.5	0.5	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	10.0	100.0

【価格以外の評価結果】

入札者	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者施工実績	優良工事受賞	ISO認証取得	建災防加入	災害時等貢献	地域内拠点	地域活動実績	施工計画	小計	備考
○○○○○	1.5	0.5	0.5	0.0	1.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	8.5
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	7.5
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	7.5
○○○○○	1.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	7.5
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	7.5
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	7.0
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	7.0
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	6.5
○○○○○	1.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	6.5
○○○○○	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0	6.5
○○○○○	1.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	3.0	6.5
74													

【総合評価結果】

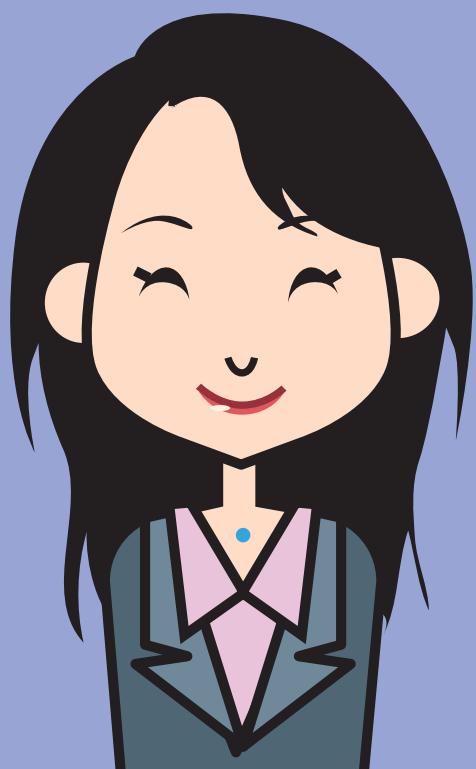
入札者	入札書記載金額(税抜き) (円)	価格点	価格以外の評価点	総合評価点	落札候補者	学識経験者の意見採取	学識経験者の意見採取	総合評価方式での実施の適否	評価項目及び評価基準	評価項目及び評価基準	落札者の決定
○○○○○	48,500,000	90,000	8.5	98.500	落札候補者	○○○大学教授	○○○大学教授	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,800,000	85,925	7.5	93.425		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,420,000	88,573	7.5	94.073		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,350,000	86,693	7.5	94.193		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,500,000	86,436	7.0	93.436		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,700,000	86,095	7.0	93.095		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,450,000	86,521	6.5	93.021		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,400,000	86,607	6.5	93.107		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,500,000	86,436	6.5	92.936		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
○○○○○	50,200,000	86,952	6.5	93.452		○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	平成〇〇年〇月〇日
74											

【平成〇〇年〇月〇日】													
【落札者決定基準】													
【価格以外の評価結果】													

「高度技術提案型」

「標準型」の

評価項目・評価基準



「高度技術提案型」及び「標準型」については、以下の項目について技術提案を求め、当該技術提案の実現性や安全性等について審査・評価を行います。

○施工計画

- ・技術提案に係る具体的な施工計画

○技術提案

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・社会的要請への対応に関する技術提案

その他企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられます。

「高度技術提案型」「標準型」についての評価項目、評価基準の設定に当たっては、発注者側で捉え切れていない新しい技術の提案を促すためにも、発注者は民間の技術提案が提案者の知的財産であることに留意して、提案内容が他者に知られないようにするなど取り扱いに注意を払う必要があります。

●施工計画について

施工計画を提出してもらう際の評価項目と評価基準の例としては、下記の表のようなものがあります。

評価項目	評価基準
技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性	施工計画が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる
・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている

●技術提案について

①総合的なコストの縮減に関する技術提案を求める場合

総合的なコストの縮減に対する技術提案を求める場合の工事条件の例として、例えば

- ・供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
- ・施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
- ・長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の建設工事 等。
が考えられます。

評価項目	評価基準
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容 ・ライフサイクルコスト ・その他（補償費等）	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等） ・コストとして評価（※1） 発注者が指定した課題以外の総合的なコストの縮減に資する技術提案について（※2） ・提案内容に対する定性評価（優／良／可の判定等）
	(ライフサイクルコストに関する具体的な評価項目例) ・構造物の維持管理費 ・非常用自家用発電機の燃料消費率 ・変圧器の変換損失値 ・建築物の保全費用 等 (その他コストに関する具体的な評価項目例) ・補償費の生じる期間の短縮日数 ・補償費の支出額 等

※1 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。また、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。

※2 競争参加者から積極的に総合的なコストの縮減に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

②工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合

工事目的物の性能や機能の向上に関する技術提案を求める場合の想定される工事条件の例として、例えば

- ・走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事。
- ・周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の建設工事。
- ・コンクリート等の特別な品質管理・出来型管理が求められるトンネル、建築物等の補修・補強工事等。

が考えられます。

評価項目	評価基準
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	<p>工事目的物の性能、機能に関する技術提案内容について</p> <ul style="list-style-type: none">・提案数値による定量評価・提案内容に対する定性評価 (優／良／可の判定等) <p>発注者が指定した課題以外の工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案について（※）</p> <ul style="list-style-type: none">・提案内容に対する定性評価 (優／良／可の判定等)
	<p>(性能、機能に関する具体的な評価項目例)</p> <ul style="list-style-type: none">・舗装構造提案による走行騒音値・単位時間あたりのポンプ排水量・建築物の断熱性能 等

※競争参加者から積極的に工事目的物の性能、機能の向上に資する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

③社会的要請への対応に関する技術提案を求める場合

現実の社会生活の環境、例えば交通を確保しながら、自然環境保護を維持しながら工事しなくてはならない場合などは、以下の表のような項目と評価基準で臨むとよいでしょう。想定される工事条件としては、

- ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事。
 - ・交通量の多い幹線道路等での通行規制を伴う工事。
 - ・自然保護区域内や希少動物への配慮が必要な工事。
- 等が挙げられます。

評価項目	評価基準
社会的要請への対応に関する技術提案内容 ・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策	社会的要請への対応に関する技術提案内容について ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優／良／可の判定等) 発注者が指定した課題以外の社会的要請への対応に関する技術提案について（※） ・提案内容に対する定性評価 (優／良／可の判定等) (環境の維持に関する具体的な評価項目例) ・工事排水のSS（浮遊物質）値 ・施工騒音の低減値 ・施工ヤードの裸地面積 等 (交通の確保に関する具体的な評価項目例) ・交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 等 (特別な安全対策に関する具体的な評価項目例) ・歩行者用通路幅 等 (省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例) ・間伐材、伐開除根材等のリサイクル率 ・分別解体・現場内集積の対象項目・重量 等

※競争参加者から積極的に社会的要請への対応に関する技術提案の提出が見込まれる場合には、技術提案を受け付け、評価してもよい。

MEMO

「公共工事の品質確保の
促進に関する法律」

法文

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることにかんがみ、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条 第二項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。
- 4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。
- 7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(発注者の責務)

第六条 公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注及び他の発注者による発注に有効に活用されるよう、これらの資料の保存に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置その他の体制の整備に努めなければならない。

(受注者の責務)

第七条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施するとともに、そのために必要な技術的能力の向上に努めなければならない。

(基本方針)

第八条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
- 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第九条 各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法 律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十一條 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の技術提案)

第十二条 発注者は、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。

4 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

(技術提案の改善)

第十三条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 前条第四項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十四条 発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断ができる学識経験者の意見を聴くものとする。

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第十五条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共

団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

MEMO

**公共工事の品質確保の
促進に関する施策を
総合的に推進するための
基本的な方針**

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」骨子

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

- 競争参加者から技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

(1) 有資格業者名簿作成に際しての資格審査

- ・経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事実績や工事成績評定結果等を活用。
- ・防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられる。

(2) 個別工事に際しての技術審査

- ・建設業者及び配置予定技術者の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査に加え、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行い、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

- 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱う。

施工計画：工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法など

- 発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、下記の評価項目を設定。

施工上の提案：安全対策、交通や環境への影響、工期の縮減 等

工事目的物の性能：強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト 等

(2) 技術提案の適切な審査・評価

- 一般的な工事において求める技術提案の審査は、施工計画や品質管理に関して行う。

施工計画：施工手順・工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等

品質管理：品質確認頻度、方法等

競争参加者の工事の実績・成績、配置予定技術者の経験等

- これらの評価に加え、施工上の提案や高度な技術提案を求める場合は、提案の実現性や安全性等について審査・評価。

(3) 技術提案の改善

- 技術提案の改善を求め、又は提案する機会を与えることができる。
- 透明性の確保のため、概要を速やかに公表。

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

- 最も優れた提案が採用できるよう予定価格を作成することができる。
- 中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

- 国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聞くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。
- 地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。
- この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聞くなど運用面での工夫も可能。なお、学識経験者には意見を聞く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

- 評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、工事成績評定項目の標準化。
- 監督については、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると認められる場合には、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

- 各省各庁は、技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施のための資料を作成。
- これらの資料を踏まえ、各発注者は各自の取り組みに関する基準や要領の整備に努める（整備が困難な場合、国及び都道府県が支援）。

7 調査及び設計の品質確保に関する事項

- 測量・地質調査及び建設コンサルタント業務の成果が、公共工事の品質に大きく影響。
- 競争参加者の技術的能力を審査し、技術提案を求める。この場合、技術者の経験等を適切に審査・評価。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

- 各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。
- 国及び都道府県の支援策
 - ・発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。
 - ・発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

- 当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

9 施策の進め方

- 各発注者の体制等にかんがみ、段階的かつ計画的に推進していくことが必要。
- 政府は、基本的な施策の実施状況について調査を行い、その結果を公表。
- 各発注者間の協力体制の強化。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に 推進するための基本的な方針について

平成17年8月26日
閣議決定

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を、次のように定め、これに従い、法第9条に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっている。競争参加者の技術的能力の審査や工事の監督・検査等を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者が存在することも、公共工事の品質低下に関する懸念の一つとなっている。こうしたことから、公共工事の品質確保を促進するための対策を講じる必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。

このような観点に立つと、公共工事の品質確保を図るためにには、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則である。

これにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が公共工事を施工することとなり、

公共工事の目的物の品質が確保されることとなると同時に、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。また、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案が活用されることで、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査・設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査・設計の契約においても、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、技術提案を求め、その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、工事を施工する専門工事業者や技能労働者の能力が重要な要素であることから、これらの者の活用が促進されるとともに、下請に係る請負契約が対等な立場で公正に締結され、履行されるなど元請と下請の関係の適正化が図られるように配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、競争に参加する資格を有する者の名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務を適切に実施しなければならない。

特に、競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行うとともに、工事の内容に照らして必要がないと認められる場合を除き、競争参加者から技術提案を求めるよう努めるものとし、技術提案を求めた場合の契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。

2 技術的能力の審査の実施に関する事項

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査及び個別の工事に際しての競争

参加者の技術審査として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができるこことし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事実績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることがないよう留意するものとする。

(2) 個別工事に際しての技術審査

個別の工事に際しての技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項

(1) 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響

及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

(2) 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後には確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点（以下「加算点」という。）のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

(3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにする必要がある。

る。

(4) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聞くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聞く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聞くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聞く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、技術提案の評価結果及び落札結果については、契約後速やかに公表するものとする。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施

工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

6 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各自の取組に関する基準や要領の整備に努めるものとする。この際、これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において、活用を進めるよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技术の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

7 調査・設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査・設計の契約に当たっては、競争参加者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査・設計は、公共工事の目的や個々の調査・設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査・設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、技術者の経験やその成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのな

いようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査・設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査・設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査・設計の特性を考慮した評定項目の標準化に努めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進めるよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1) 国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

- イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催や国・都道府県が実施する研修への職員の受け入れを行う。
- ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能な限り、その要請に応じて支援を行う。
- ハ 発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関して協力する。
- ニ 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定に当たっては、当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等をその対象として活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努めるものとする。

9 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策を効率的かつ確実に実施するためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に推進していくことが必要である。

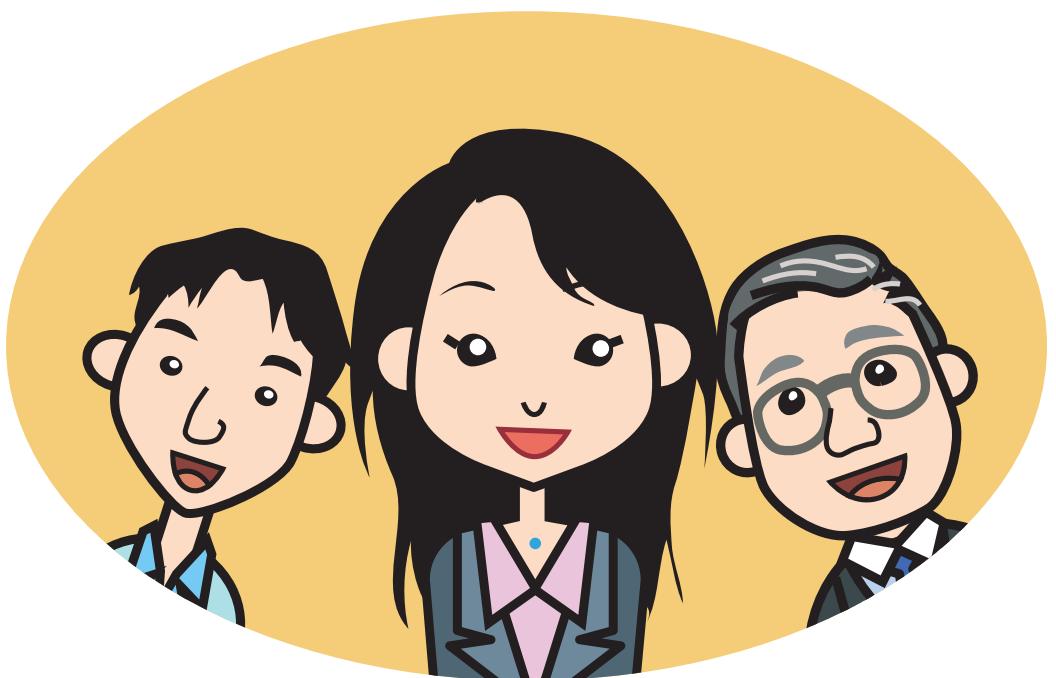
このため、政府は、各発注者における法及び基本方針に示された公共工事の品質確保の促進に関する基本的な施策の実施状況について調査を行うとともに、その結果をとりまとめ、公表する。

また、各発注者は、公共工事の品質確保に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

MEMO

MEMO

MEMO



平成18年12月